

分類1 住所	分類2 住所	分類3 住所	様式上の表記 住所	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4
				営業廃止届出書	割賦販売法第26条第1項				第十二条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 名称 二 本店その他の営業所及び代理店の名称及び所在地 三 資本又は出資の額及び役員の名 四 前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類	施行規則第12条に様式第8による届出書を提出する旨記載		
				第1種特定化学物質製造設備の構造等変更許可申請書	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第10条第1項				第六条 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 事業所の所在地 三 第一種特定化学物質の名称 四 製造設備の構造及び能力	施行規則第3条に様式第2を使用する旨記載		
		氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所	届出者・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所	氏名等変更届出書	工業用水法第9条				第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 二 井戸の設置の場所 三 井戸のストレーナーの位置及び排水機の吐出口の断面積	施行規則 第七条 法第九条の規定による届出をしようとする者は、様式第九による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。		
			報告書・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所	自家用工業用水道報告書	工業用水道事業法第23条第2項				第四条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した届出書又は申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 二 給水区域 三 給水能力 四 水源の種別及び取水地点	施行規則第14条第2項にて様式第22による報告書を提出することが記載		
(商工組合・商工組合連合会)・住所	(商工組合・商工組合連合会)・住所		組合員(役員)異動報告書	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第27条					第八条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 商工組合にあつては、商工組合 二 商工組合連合会にあつては、商工組合連合会	第六条 商工組合及び商工組合連合会(以下この章において「組合」といふ)は、法人とする。 2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	第五条の三 協業組合は、法人とする。 2 協業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	施行規則第27条に、様式第26を使用する旨記載
鉱業代理人住所	旧鉱業代理人 住所および氏名		鉱業代理人変更届	鉱業法施行規則第31条第2項					第五条 この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域(以下「鉱区」といふ)において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。	第十七条 日本国民又は日本国法人でなければ、鉱業権者となることができない。	第三十一条 鉱業権者は、鉱業の実施に関し、法およびこれに基づき命令の規定により鉱業権者が行なうべき手続その他の行為を委任するため、委任の範囲を明らかにして鉱業代理人を選任することができる。 2 鉱業代理人の選任もしくは変更またはその代理権の消滅は、鉱業権者が様式第二十三もしくは様式第二十四または様式第二十五による届書を経済産業局長に提出しなければ、その効力を生じない。	
被承継人の住所	被承継人の氏名または名称および住所		事業承継届出書	工業用水道事業法第8条第2項					第四条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した届出書又は申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 二 給水区域 三 給水能力 四 水源の種別及び取水地点	施行規則 第六条 法第八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。		
		被承継人の住所	許可製造者(許可使用者)地位承継届出書	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第20条第2項					第二十条 2 前項の規定により許可製造者又は許可使用者の地位を承継した者は、違害なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。	施行規則第12条に様式第10を使用する旨記載		

分類1	分類2	分類3	様式上の表記	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4
		輸出 輸入組合住所	輸出 輸入組合住所	(組合解散の届出)	輸出入取引法第19条第1項 (組合法 第62条第2項準用)				第八条 輸出組合は、法人とする。	第十条 輸出組合は、その名称中に「輸出組合」という文字を用いなければならない。	第十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく定款並びに事業計画、役員の名簿及び住所その他必要な事項を記載した書面を提出して、経済産業大臣に、設立の認可を申請しなければならない。	施行規則 第七條 第十四条第一項 (法第十九条の六)において準用する場合を含む。ヨの規定により設立の認可を受けようとする者は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。 一 定款 二 事業計画書及び収支予算書 三 役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面 四 組合員たるべき者の氏名又は名称、住所及び組合員に出資をさせる輸出組合 (以下「出資輸出組合」という)又は組合員に出資をさせる輸入組合 (以下「出資輸入組合」という)を設立する場合の申請にあつては、組合員たるべき者の引き受けようとする出資口数を記載した書面 五 創立総会の議事録の原本
		解任したガス主任技術者-住所	解任したガス主任技術者-住所	ガス主任技術者選任又は解任届出書	ガス事業法第31条第2項前段 ガス事業法第31条第2項後段				施行規則 第三十五条 法第三十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十七のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。この場合において、その者が第三十三条 様式第二十七の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経路を有することを証する書類を添付しなければならない。			
		(代表者)住所氏名	(代表者)住所氏名	火薬庫承継届	火薬類取締法第12条の2第2項				施行規則第14条の2で別表5を使用する旨記載			
		前所有者または前占有者の住所氏名	前所有者または前占有者の住所氏名	火薬庫承継届	火薬類取締法第12条の2第2項				施行規則第14条の2で別表5を使用する旨記載			
		選任(解任)した保安技術者-住所	選任(解任)した保安技術者-住所	保安技術者選任(解任)届出書	石油パイプライン事業法第28条第2項前段、石油パイプライン事業法第28条第2項後段				省令 第四条 法第二十八条第一項の規定による保安技術者の選任は、次の各号に掲げる事業場ごとに行なうものとする。 一 石油ターミナル (備置の経路において導管内の圧力を増加させるための送油用圧送機およびその附属設備のみが設置されている石油ターミナルを除く。) 二 前号に掲げるもののほか、石油パイプラインの系統を管理する事業場	省令 第五条 法第二十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第四の保安技術者選任(解任)届出書を主務大臣に提出しなければならない。		
		(協業組合・商工組合・商工組合連合会)住所	(協業組合・商工組合・商工組合連合会)住所	解散届出書	中小企業団体の組織に関する法律第5条の2第4項 (組合法 第62条第2項準用)	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項 (組合法 第62条第2項準用)			第八条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。 一 商工組合にあつては、商工組合 二 商工組合連合会にあつては、商工組合連合会	第六条 商工組合及び商工組合連合会 (以下この章において「組合」という)は、法人とする。 2 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	第五条の三 協業組合は、法人とする。 2 協業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。 第五条の四 協業組合は、その名称中に協業組合という文字を用いなければならない。	施行規則第3条に、様式第4を使用する旨記載
所在地	事業所所在地	事業所の名称及び所在地	石油製品販売業開始届出書	石油薬法第13条前段					施行規則 第十四条 法第十三条の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 氏名または名称および法人にあつては、その代表者の氏名 二 主たる事務所の名称および所在地 三 事業所の名称および所在地 四 販売しようとする石油製品の種類 五 元売業者および主たる仕入先 六 主たる販売施設の概要 七 事業開始予定時期 2 法第十二条 前段の規定による届出は、販売の事業を行なう事業所ごとに、様式第十二による届出書二通を、その事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、経済産業大臣に提出してしなければならない。			

分類1	分類2	分類3	様式上の表記	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4
				第1種特定化学物質製造設備の構造等変更許可申請書	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第10条第1項				第六条 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 事業所の所在地 三 第一種特定化学物質の名称 四 製造設備の構造及び能力	施行規則第3条に様式第2を使用する旨記載		
			事業所所在地	第一種貯蔵所完成検査申請書	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書				施行規則第31条に様式第14による申請をする旨記載	第十六条 容積三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所(第一種貯蔵所)という		
		事務所所在地	事務所(本社)所在地	第一種貯蔵所承認届書	高圧ガス保安法第17条第2項				施行規則第24条に様式第8による届出をする旨記載	第十六条 容積三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所(第一種貯蔵所)という		
			事務所所在地(電話)	火薬庫承認届	火薬類取締法第12条の2第2項				施行規則第14条の2で別表5を使用する旨記載			
			主たる事務所の名称および所在地	武器製造事業廃止届出書	武器等製造法第13条、武器等製造法第20条(銃13条準用)				施行規則第14条に様式第13を使用する旨記載			
			代理人・住所又は主たる事務所の所在地	株式(持分)の取得・金銭の貸付け・社債の取得報告書	対内直接投資等に関する命令 外国為替及び外国貿易法 第7条				施行規則第7条第1号 当該届出に係る株式、持分若しくは社債の取得又は金銭の貸付けの行為をしたときは別紙様式第19			
			処分の相手方・住所又は主たる事務所の所在地	株式持分の処分報告書	対内直接投資等に関する命令 外国為替及び外国貿易法 第7条				施行規則第7条第2号 当該届出に係る株式又は持分の取得をした後における当該株式又は持分の全部又は一部の処分の行為をしたときは別紙様式第20			
		事業場所在地	事業場の名称及び所在地	ガス主任技術者選任又は解任届出書	ガス事業法第31条第2項前段 ガス事業法第31条第2項後段				施行規則 第三十五条 法第三十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十七のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。この場合において、その者が第三十三条 様式第二十七の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経歴を有することを証する書類を添付しなければならない。			
			ガス主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地	ガス主任技術者選任又は解任届出書	ガス事業法第31条第2項前段 ガス事業法第31条第2項後段				施行規則 第三十五条 法第三十一条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十七のガス主任技術者選任又は解任届出書を提出しなければならない。この場合において、その者が第三十三条 様式第二十七の表第二号に掲げる者であるときは、ガス主任技術者の解任に係る場合を除き、前条第一項の経歴を有することを証する書類を添付しなければならない。			
			保安技術者を選任(解任)した事業場の名称及び所在地	保安技術者選任(解任)届出書	石油パイプライン事業法第28条第2項前段、石油パイプライン事業法第28条第2項後段				施行規則第5条に様式第4を使用する旨記載			
			準用事業開始(廃止)届出情報-事業場-所在地	準用事業開始(廃止)届出書	ガス事業法第39条の14第2項(破石法 第48条第2項準用)				第四十一条 液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業令で定める液化石油ガス器具等の区分に従い、次の事項を経済産業大臣に届け出ることができる。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の型式の区分 三 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所)			
			鉱山)所在地(電話)	鉱山)所在地(電話)	捨石 鉱石、沈殿物集積場等再集積等届	鉱山保安規則 鉱山保安法 第88条第2項			第二条 この法律において「鉱業権」とは、鉱業権者及び租鉱権者をいう。			
					放射性物質濃度等報告書	鉱山保安規則 鉱山保安法 第834条第2項			第二条 この法律において「鉱業権」とは、鉱業権者及び租鉱権者をいう。	施行規則第834条に様式29を使用する旨記載		
			鉱区の所在地	鉱区の所在地	鉱業代理人選任届	鉱業法施行規則第31条第2項			第五条 この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域(以下「鉱区」という。)において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。			

分類1	分類2	分類3	様式上の表記	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4
				鉱業代理人変更届	鉱業法施行規則第31条第2項				第五条 この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域（以下「鉱区」という。）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。			
				鉱業代理人代理権消滅届	鉱業法施行規則第31条第2項				第五条 この法律において「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域（以下「鉱区」という。）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。			
	工場所在地		工場（事業場）の名称および所在地	武器製造事業廃止届出書	武器等製造法第13条、武器等製造法第20条（第13条準用）				第二条 この法律において「特定工場」とは、製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場のうち、次に掲げるものをいう。 一 ばい煙（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項に規定するばい煙をいう。以下同じ。）を発生し、及び排出する施設のうちその施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの（以下「ばい煙発生施設」という。）が設置されている工場のうち、政令で定めるもの。 二 汚水又は廃液（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項各号の要件のいずれかを備える汚水又は廃液をいう。第三条第一項第二号イ及びロにおいて同じ。）を排出する施設で政令で定めるもの（以下「汚水等排出施設」という。）が設置されている工場のうち、政令で定めるもの。 三 著しい騒音を発生する施設で政令で定めるもの（以下「騒音発生施設」という。）が設置されている工場のうち、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内にあるもの。 四 特定粉じん（大気汚染防止法第二条第五項に規定する特定粉じんをいう。以下同じ。）を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの（以下「特定粉じん発生施設」という。）	施行規則第14条に様式第13を使用する旨記載		
			特定工場の所在地	公害防止統括者（公害防止統括者の代理者）選任、死亡、解任届出書	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項前段	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項後段			施行規則第4条 法第3条第3項による届出は、様式第11による届出書によつてしなければならない。			
	火薬庫所在地		火薬庫所在地	火薬庫承継届	火薬類取締法第12条の2第2項				施行規則第14条の2で別表6を使用する旨記載			
	給油所の名称及び所在地		給油所の名称及び所在地	品質管理者選任（解任）届出書	揮発油等の品質の確保等に関する法律第14条第2項後段				施行規則第12条に様式第9を使用する旨記載			
	承継された貯蔵所所在地		承継された貯蔵所所在地	第一種貯蔵所承継届書	高圧ガス保安法第17条第2項				施行規則第24条に様式第8による届出をする旨記載	第十六条 容積三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所（第一種貯蔵所」という。）		
	輸入基地の名称及び所在地		輸入基地の名称及び所在地	石油輸入業開始届出書	石油業法第12条第1項前段				施行規則 第十一条 法第十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 氏名または名称および法人にあつては、その代表者の氏名 二 主たる事務所の名称および所在地 三 輸入基地の名称および所在地 四 石油の品種別の輸入計画および販売計画 五 石油輸入設備の明細 六 石油貯蔵設備の明細 七 事業開始予定時期 2 法第十二条第一項前段の規定による届出は、様式第八による届出書を提出してしなければならない。 3 法第十二条第一項後段の規定による届出は、様式第九による届出書を提出してなければならない。	施行規則 第十二条 法第十二条第二項前段の規定による届出は、石油供給計画の告示の日以後一月以内（石油の輸入の事業を始めた者の当該年度の届出にあつては、その事業開始の日以後一月以内）に、様式第十の届出書を提出してしなければならない。 2 法第十二条第二項後段の規定による届出は、変更後遅滞なく、様式第十一の届出書を提出してしなければならない。		

分類1	分類2	分類3	様式上の表記	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4
		(精製又は加工する場所)	(精製又は加工する場所)	揮発油輸入届出書	揮発油等の品質の確保等に関する法律第17条の4第4項				施行規則 第十八条 3 法第十七条の四第四項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる用途に応じ、次のとおりとする。 一 第一項第一号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 分析を行った品質管理責任者又は指定分析機関の名称 ハ 法第十七条の四第一項の確認の結果 ニ 輸入数量 ホ 輸入価格 ヘ 積出港 ト 輸入地 チ 輸入年月日 二 第一項第二号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 精製又は加工する場所 ハ 精製又は加工する方法 ニ 輸入数量 ホ 輸入価格 ヘ 積出港 ト 輸入地 チ 輸入年月日 三 第一項第三号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 用途			
		(精製又は加工する場所)	(精製又は加工する場所)	灯油輸入届出書	揮発油等の品質の確保等に関する法律第17条の10第2項(第17条の4第4項準用)				施行規則 第十八条 3 法第十七条の四第四項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる用途に応じ、次のとおりとする。 一 第一項第一号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 分析を行った品質管理責任者又は指定分析機関の名称 ハ 法第十七条の四第一項の確認の結果 ニ 輸入数量 ホ 輸入価格 ヘ 積出港 ト 輸入地 チ 輸入年月日 二 第一項第二号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 精製又は加工する場所 ハ 精製又は加工する方法 ニ 輸入数量 ホ 輸入価格 ヘ 積出港 ト 輸入地 チ 輸入年月日 三 第一項第三号に規定する用途 次に掲げる事項 イ 氏名又は名称 ロ 用途			
		(廃棄しようとする場所)	(廃棄しようとする場所)	廃棄届出書	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第18条第2項				施行規則第11条に様式第9を使用する旨記載			
場所	設置の場所	ガスホルダー	ガスホルダー-設置の場所	準用事業開始(廃止)届出書	ガス事業法第39条の14第2項(液石法 第48条第2項準用)				第四十一条 液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の区分に従い、次の事項を経済産業大臣に届け出ることができる。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 経済産業省令で定める液化石油ガス器具等の型式の区分 三 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者にあつては、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所)			

分類1	分類2	分類3	様式上の表記	様式名	関係条文1	関係条文2	関係条文3	関係条文4	根拠1	根拠2	根拠3	根拠4
		事故発生場所	事故発生場所	石油パイプライン事故詳細	石油パイプライン事業の事業用施設の工事の計画、検査等に関する省令 石油パイプライン事業法 第10条第1項				第二条 2 この法律において「石油パイプライン」とは、石油輸送(導管及びその他の工作物による石油の輸送をいう以下同じ)を主たる目的とする施設(構造法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港湾区域及び臨港地区内に設置される石油荷役施設及び船舶給油施設、飛行場内に設置される航空機給油施設その他の政令で定める施設であるものを除く)をいう。	第五条 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 二 石油パイプラインに属する導管及びその他の工作物並びにこれらの附属設備であつて、石油パイプライン事業の用に供するもの(以下「事業用施設」という)に関する次の事項	施行規則第10条に報告する旨記載	
	現住所	現住所	現住所	保安統括者職務範囲変更届	深海底鉱山保安規則 鉱山保安法 第26条第2項				第二条 2 この法律において「深海底鉱業」とは、深海底(公海の海底及びその下(鉱物資源の探査又は採鉱に関し、いずれの国の管轄権の下にも置かれていない部分に限る。))のうち、深海底鉱物資源が存在し、又は存在する可能性のある区域であつて経済産業省令で定める区域の海底及びその下をいう)における探査及び採鉱の事業(これに附属する選鉱、製錬その他の事業(以下「附属事業」という)を含む。)をいう。	第五条 前条第一項の許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 二 深海底鉱業を行う期間 三 探査又は採鉱を行う区域の位置 四 探査又は採鉱を行う区域の面積		